

データ連携基盤活用実証事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

データ連携基盤活用実証事業委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、次世代型こうち新施設園芸システムにAIやIoTなどの最先端の技術を融合させた Next 次世代型のシステムを開発するため、高知県プロジェクト「IoP (Internet of Plants) が導く『society5.0 型農業』への進化」に取り組んでいます。

本業務は、高知県が構築したデータ連携基盤、IoP クラウドを活用した新たなサービスの社会実装に関する実証事業を民間企業主導で行い、その検討過程も含めた事業内容を関連する企業群で共有することで、県内の事業者等のクラウド利活用に関する知見を深め、また、IoP クラウドを活用した新たなビジネスモデルを創出し、もってデータ連携基盤を利活用する関連産業群の創出を目指します。

(3) 事業内容

別添「データ連携基盤活用実証事業委託業務仕様書」のとおりです。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年2月 28 日まで

2 見積限度額

5,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「データ連携基盤活用実証事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点

者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

なお、共同企業体の候補者は、委託契約の締結前に共同企業体協定書（別添：参考様式）の写しを提出してください。

5 資格要件

（１）単独企業による参加要件は次のとおりです。

- ア 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- エ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- オ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- カ 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 高知県内に事業所（本社、本店、支社又は営業所等）を置く者であること。

（２）共同企業体による参加要件は次のとおりです。

- ア 共同企業体を構成する者が上記（１）のアからカまでの全てを満たしていること。
- イ 共同企業体の代表者が高知県内に事業所を置く者であること。
- ウ 共同企業体を構成する者は、同時に２以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募は認めない。

6 説明会

日時: 令和8年8月 24 日(月)午後2時から午後3時まで

場所: ウェブ会議システムによるオンライン開催

令和8年8月 21 日(金)正午までに、説明会参加申込書(別記様式第1号)を「14 問合せ先」へ電子メールで提出してください。

なお、説明会への出席は、プロポーザル参加の必須条件ではありません。オンライン説明会の URL は、説明会参加申込書の提出者に別途、連絡することとします。

7 質疑と回答

質疑は令和8年8月 28 日(金)午後5時まで(必着)に質疑書(別記様式第2号)により持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別記様式第3号)に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

	書類の名称	規格	部数
1	参加申込書(別記様式第3号) 共同企業体の場合は、すべての構成員のもの	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書(別記様式第4-1号) 共同企業体の場合は、すべての構成員のもの 必要に応じて別添書類の添付も可	A4縦 別添は自由	紙 正1部
3	共同企業体の提案者(共同提案者)(別記様式第4-2号)	A4縦	紙 正1部

(1)参加申込書

①提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

②提出期限

令和8年9月7日(月)午後5時まで(必着)

③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-7-52 西庁舎 3F

高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課 TEL 088-821-4570

(2) 資格要件の確認

高知県農業振興部農業イノベーション推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年9月9日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「データ連携基盤活用実証事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「データ連携基盤活用実証事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年9月24日(木)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[[https://ops-jg.d1-](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)]

12 日程(予定)

令和8年8月17日(月)

募集開始

令和8年8月24日(月)

説明会

令和8年9月7日(月) 17時必着	参加申込書及び資格確認書類の提出期限
令和8年9月11日(金) 17時必着	企画提案書の提出期限
令和8年9月17日(木)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和8年9月24日(木)	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別記様式第5号により提出してください。

開示・非開示の判断は別記様式第5号に基づき行うものではなく、同様式を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[[https://ops-jg.d1-](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、当該企画提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課

担当者 小原、中山、筒井

TEL 088-821-4570 E-mail 160601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について

て、相談や調整等を行った事実が認められた場合

⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。